

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（禁止行為）</p> <p>第一百七十七条 法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 二十六（略）</p> <p>二十七 通貨関連デリバティブ取引（第二百二十三条第一項第二十一号の二に規定する通貨関連デリバティブ取引をいい、決済のために行うものを除く。以下この号、次号及び第三項において同じ。）に係る契約を締結する時において顧客（個人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。以下この号において同じ。）が業務執行組合員等として通貨関連デリバティブ取引を行う場合を除く。）に限る。以下この号、次号及び第三項において同じ。）が証拠金等預託先（金融商品取引業者等又は金融商品取引所若しくは金融商品取引清算機関（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この号及び次号において同じ。）に預託した証拠金等（委託証拠金その他の保証金をいう。同号にお</p> | <p>（禁止行為）</p> <p>第一百七十七条 法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 二十六（略）</p> <p>（新設）</p> |

いて同じ。)の額に当該通貨関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該通貨関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額(同号において「実預託額」という。)が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該契約の締結後直ちに当該顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該契約を継続する行為

二十八 その営業日ごとの一定の時刻における通貨関連デリバティブ取引に係る証拠金等の実預託額が金融庁長官が定める額に不足する場合に直ちに当該通貨関連デリバティブ取引に係る顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該通貨関連デリバティブ取引に係る契約を継続する行為

二十九・三十 (略)

三 第一項第二十七号に規定する実預託額及び金融庁長官が定める額並びに同項第二十八号に規定する金融庁長官が定める額は、複数の通貨関連デリバティブ取引について顧客ごとに一括して算出することができる。この場合における同項第二十七号の規定の適用については、同号中「当該通貨関連デリバティブ取引を」とあるのは「当該顧客が行っている通貨関連デリバティブ取引を」と、「加え、又は」とあるのは「加え、」とする。

(新設)

二十七・二十八 (略)

二 (新設)